第五条第一項第一号中「株式の数」の下に「。ただし、次に掲げる要件の全てに該当するときは、零とする。」を加え、同号に次のように加える。

イ　株券等の保有者が会社法第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当てにより取得したものであること。

ロ　当該新株予約権証券の発行の日から会社法第二百三十六条第一項第四号に掲げる期間の末日までの期間が二月を超えないこと。

ハ　その募集に際し、当該新株予約権証券の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者が発行された当該新株予約権証券の全て（当該新株予約権証券に係る新株予約権が行使されたものを除く。）を取得して自己又は第三者が当該新株予約権証券に係る新株予約権を行使することを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されていること。

第十七条第一号中「（日曜日その他令第十四条の五に規定する休日の日数は、算入しない。以下この条において同じ。）」を削る。

第二号様式記載上の注意に次のように加える。

h　引受け（法第2条第6項第3号に掲げるものを行う場合に限る。）により取得した新株予約権証券（同号に規定する新株予約権証券をいう。）に係る新株予約権（同号に規定する新株予約権をいう。）を行使することにより取得した株券等の譲渡であってdに掲げる割合が100分の1未満であるものについては、かかる譲渡の全てを一の譲渡とみなして、bからgまでに従って記載すること。この場合、「譲渡の相手方」欄には、かかる譲渡であって各相手方の割合が100分の1未満である旨を記載することとし、個別の譲渡の相手方の氏名又は名称の記載を要しない。

（開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令の一部改正）

第七条　開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第八項中「訳文」を「日本語による翻訳文」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、法第五条第六項の規定により同項各号に掲げる書類又は法第二十四条第八項の規定により同項に規定する外国会社報告書を提出しようとする者が、第四項第二号又は第六項第二号に定める書類を提出する場合は、この限りでない。

（証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令の一部改正）

第八条　証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（平成二十年内閣府令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の一条を加える。

（新株予約権証券に準ずる有価証券等）

第十条の二　法第二十七条の三十三において準用する法第二十一条第四項第三号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一　新株予約権付社債券

二　外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの

2　法第二十七条の三十三において準用する法第二十一条第四項第三号に規定する内閣府令で定める権利は、外国の者に対する権利で新株予約権の性質を有するものとする。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第九条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四条」の下に「・第四条の二」を加える。

第一条第三項第十二号の次に次の二号を加える。

十二の二　適格投資家向け投資運用業　法第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業をいう。

十二の三　適格投資家　法第二十九条の五第三項に規定する適格投資家をいう。

第一条第四項第十四号中「決定」の下に「（法第百六十七条第二項ただし書に規定する基準に該当するものを除く。）」を加える。

第四条に見出しとして「（幹事会社となる有価証券の元引受け）」を付し、同条第一号中「価額の総額」の下に「（当該元引受契約が令第十五条第三号に掲げる契約である場合にあっては、同号に規定する新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を含む。）」を加え、第二章第一節第一款中同条の次に次の一条を加える。

（新株予約権証券に準ずる有価証券等）

第四条の二　法第二十八条第七項第三号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一　新株予約権付社債券

二　外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの

2　法第二十八条第七項第三号に規定する内閣府令で定める権利は、外国の者に対する権利で新株予約権の性質を有するものとする。

第六条第一項中「及び第三号」を削り、「同条第一号又は第三号」を「同号」に改める。

第七条に次の一号を加える。

十　本店等の名称及び所在地

第八条第七号に次のように加える。

ニ　法第二十九条の五第二項に規定する業務を行う場合には、その旨

第八条第九号イ中「いう」を「いい、適格投資家向け投資運用業を行う場合には、その旨を含む」に改める。

第十六条第五号中「翌日」の下に「（当該者が法第二条第六項第三号に掲げるものを行う場合にあっては、同号に規定する行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を取得した日から起算して五日（日曜日及び令第十四条の五に規定する休日の日数は、算入しない。）を経過した日）」を加え、同条の次に次の三条を加える。

（適格投資家向け投資運用業を行う金融商品取引業者が行う取得勧誘に係る有価証券の譲渡に係る契約の内容）

第十六条の二　令第十五条の十の四に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該取得しようとする者が当該取得勧誘（法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。次号において同じ。）に応じて取得した当該有価証券を適格投資家以外の者に譲渡しないこと。

二　当該取得しようとする者が当該取得勧誘に応じて取得した当該有価証券を譲渡する場合には、その相手方に対し、当該有価証券の売付け勧誘等（法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下この号において同じ。）を行う者と当該売付け勧誘等に応じて当該有価証券の買付けを行おうとする者との間において、当該買付けを行おうとする者が買い付けた当該有価証券を適格投資家以外の者に譲渡を行わない旨を定めた譲渡に係る契約を締結することが買付けの条件とされていることを告知すべきこと。

（特定投資家に準ずる者）

第十六条の三　法第二十九条の五第三項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、その保有する資産（第六十二条第二号イからトまでに掲げるものに限る。以下この条において同じ。）の合計額が百億円以上であると見込まれる厚生年金基金及び企業年金基金

二　次に掲げる要件のいずれかに該当する法人（厚生年金基金及び企業年金基金を除き、ロに該当するものにあっては、業務執行組合員等（組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員、匿名組合契約を締結した営業者又は有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員をいう。ロにおいて同じ。）として取引を行う場合に限る。）

イ　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、当該法人が保有する資産の合計額が三億円以上であると見込まれること。